

印鑑登録関係申請書／証明書カード交付・暗証番号登録関係申請書

武蔵野市長殿

◎裏面に注意事項が記載されています。申請書提出前にお読みください。
◎太枠の中をご記入ください。 ◎当てはまるものに☑をしてください。

令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 印鑑登録 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証・証明書カード引替 <input type="checkbox"/> 証明書カード引替 <input type="checkbox"/> 自動交付機用暗証番号（登録・変更）*最下部の欄に数字4ケタの暗証番号をご記入ください。（代理人は登録不可） <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍関係証明書 *本籍が武蔵野市の方のみ		理由 暗証番号登録希望・汚損・き損 磁気不良・その他（ ）
申請者	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦	登録する印鑑
	氏名	年 月 日		印鑑登録申請時のみ
	住所 武蔵野市 (町) 丁目 番 号	電話番号 ()		□
	(マンション名など)			
本籍	注：本籍、筆頭者氏名は、武蔵野市に本籍があり、自動交付機から戸籍証明書の交付を希望する場合のみご記入ください。			
筆頭者	武蔵野市 (町) 丁目 番 番地			

【窓口に来た人が代理人の場合には、下記の太枠内を記入してください】※委任状が必要です

代理人	住所	電話番号 ()
	氏名	

【保証人登録をする場合は、下記の枠内を保証人が記入してください】※注意事項「※2」を必ずお読みください

保証書			
武蔵野市長殿		申請者は、本人であることを保証します。	
令和 年 月 日			
保証人	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平・西暦
	氏名	年 月 日	
	住所 東京都 (マンション名など)	丁目	番 号
			登録済の印鑑
			□

印鑑登録証・証明書カード受領欄	<input type="checkbox"/> 本人受領	受領者氏名
令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 代理人受領	

処理欄	カード番号	旧カード番号	□確認通知発送 (保証人登録時)		月 日
登録・交付したカードの種類	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証・証明書カード (緑) <input type="checkbox"/> 証明書カード (青)		仮登録番号		
本人確認欄 免・パ・個・住・在・特・回答・保証 その他 ()	備考		照会書発送 月 日		
有効期限 年 月 日			回答期限 月 日		
記号番号			登録・引替 変更 月 日		
発行機関名			受付	回答処理	整理 係長 課長(所長)
<input type="checkbox"/> 発行制限確認 <input type="checkbox"/> 暗あり→印鑑登録確認 <input type="checkbox"/> 暗なし→証明書カード確認	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 旧氏名 <input type="checkbox"/> 通称 <input type="checkbox"/> 併記名 <input type="checkbox"/> 世帯印確認 <input type="checkbox"/> 世帯印無				

自動交付機で発行できる証明書の種類	暗証番号
印鑑登録証明書	
住民票の写し	
戸籍謄抄本および戸籍の附票	
戸籍謄抄本 (第2暗証番号)	

注意事項

- ・暗証番号は数字4桁を設定してください。
- ・戸籍謄抄本は暗証番号を2種類設定してください（なお設定は本籍が武蔵野市の方のみ可能です）。

注意事項

- * 満15歳未満の方及び成年被後見人は、印鑑登録及び証明書カードの交付を受けることができません。
- * 印鑑登録申請は、本人自ら手続をしなければなりません。ただし、病気その他やむを得ない理由で代理人が申請をする場合は、この申請書に加え、登録者本人が自署し、登録する印鑑を押印した委任状が必要です。
- * 証明書カード交付の申請、暗証番号の登録及び変更の申請は、本人以外の方はできません。
- * 印鑑登録申請の際には、「登録する印鑑」が必ず必要です。
- * 登録できる印鑑は1人につき1個です。また、1個の印を2人以上の方が登録することはできません。
- * 市販のプレス製印鑑（既成印）、ゴム印、外枠がない印鑑等、登録できない印鑑がありますのでご注意ください。
- * 既に印鑑登録証・証明書カードがある場合は、必ずお持ちください。廃止手続きをしないと新たな登録ができません。

印鑑登録／証明書カードの交付 ・暗証番号登録（変更）が即日可能な場合

- 申請者本人が来庁し、次の書類のいずれかを提示の上、本人であることが確認できたとき。
- ※1 官公署の発行した有効期限内の免許証、許可証、パスポート等
本人の写真が貼付してあるもので、写真に浮出しプレス、せん孔若しくは公印による証印があるもの又は写真を特殊加工してあるものに限りです。
- ※2 保証書(印鑑登録関係申請書の保証書欄に保証人の署名及び登録済印鑑を押印したもの)
 - ・ 保証人は東京都の市区町村で既に印鑑登録を受けている方に限りです。
 - ・ 保証人の住所が武蔵野市以外の場合は、住所地で取得した印鑑登録証明書(交付後3か月以内のもの)を併せて提出してください。

印鑑登録／証明書カードの交付 ・暗証番号登録（変更）が即日できない場合

- 登録申請者本人が来庁したが、上記※1または※2の提示ができないとき
- 申請者本人が来庁できず、代理人が印鑑登録の申請をするとき。

以上の場合は申請者本人の住所宛てに照会書(兼回答書)をお送りします。

- ・ 照会書(兼回答書)は、期日までに申請した窓口へ持参してください。
- ・ 持参する際は、申請者本人の本人確認書類(健康保険被保険者証等)を併せてお持ちください。
- ・ 代理人が回答書を持参する場合は、それらに加えて代理人の本人確認書類および委任状が必要です。

(暗証番号について)

- ★ 暗証番号を設定している証明書に限り自動交付機の利用が可能です。
- ★ 自動交付機で連続して3回暗証番号の入力を間違えると使用出来なくなります。
その場合は市役所もしくは市政センター（夜間窓口を除く）で再設定してください。
- ★ 発行を希望する証明書の種類に変更がある場合や登録した暗証番号を変更したい場合は、市役所もしくは市政センター（夜間窓口を除く）で再度手続きしてください。